

平成28年度

大学生による地域連携推進支援事業のご案内

阪神南地域を対象地域に、大学生が地域団体や事業者と連携して地域活性化等に資する活動及び県内大学生が阪神南地域の商店街等と連携して商店街の活性化等に資する活動を支援する「大学生による地域連携推進支援事業」の募集を行います。

《応募期間》

平成28年4月1日（金）～平成28年4月27日（水）午後5時必着

《補助金の内容》

1 補助対象事業

- (1) 学生と地域団体、事業者等との連携による地域活性化事業
 - ・自治会と連携した団地活性化イベント
 - ・地域事業者とのコラボによる新商品開発
 - ・幼稚園・小学校と連携した安心・安全なまちづくり 等
- (2) 学生と商店街等との連携による商店街活性化事業
 - ・商店街事業者とのワークショップによる再生方策の提案
 - ・学生が企画・プロデュースする商店街イベント
 - ・学生が実施するチャレンジショップ 等

※1 「連携による地域活性化事業」及び「連携による商店街活性化事業」とは、大学が地域団体や事業者、商店街と相互に連携して取り組む活性化活動を意味し、卒業研究やゼミ・演習など比較的少人数でのフィールド活動を想定しています。

※2 活動成果は、12月頃に開催を予定している「阪神つながり交流祭」にて中間報告をいただきます。

2 補助事業対象者

連携による地域活性化を実施する阪神地域大学・短期大学のゼミ、研究室、大学生による地域づくり活動等を実施するNPO等

※1 商店街活性化事業についてはサテライトのある大学を含みます。

※2 学生研究グループは教員の指導を要します。

3 補助対象期間

平成28年4月28日～平成29年3月31日

4 補助率

定 額（限度額 250千円／団体）

ただし、複数の大学連携による事業の限度額は500千円

5 補助団体数

(1)－4団体程度、(2)－2団体程度

6 補助対象経費

フィールド調査や連携活動に要する経費（別表1を参照のこと）

※ 備品、飲食費、金券、景品、振込手数料等は補助対象外です。

7 その他注意事項

- (1) 補助事業対象者は、特定の宗教活動または政治活動を行っていない者に限りません。
- (2) 法人の場合は代表者印、任意団体等の場合は代表者の個人印の押印が必要です。代表者は、補助金の経費管理にかかる責任者となります。
- (3) 採択にあたっては、学生が参画するフィールド活動を重視しますので、補助金の使途の参考としてください。
- (4) ちらし・パンフレットなどの広報物を作成する場合は、兵庫県阪神南県民センター事業である旨のクレジットを表記してください。
- (5) 他に本県の補助を受ける場合は、この事業の補助を受けることはできません。なお、国補助事業、市補助事業、復興基金事業等については、本事業との併用は可能です。
- (6) 事業完了後30日以内までに実績報告書を提出していただきます。提出期限までに報告書の提出がない場合、補助金交付決定の取り消し又は補助金の返還を求められることがあります。
- (7) 補助金の支払いは実績報告後の精算払いを基本とします。事業完了後、提出された実績報告書を審査のうえ、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、団体等からの請求書に基づき指定口座に補助金をお支払いします。

8 応募方法

下欄(1)～(5)の書類を、申し込み期限までに下記送付先まで郵送または直接ご持参ください。持参の場合は、月曜から金曜（祝日除く）の午前10時から午後5時までとします。

- (1) 応募書
- (2) 事業計画書（別紙1）
- (3) 収支予算内訳書（別紙2）
- (4) 団体概要書（別紙3）
- (5) その他参考となる資料

※ 提出いただいた応募書類の返却は行いません。

9 事業の認定について

書面審査により認定事業を決定し、審査結果を通知します。採択にあたっては、条件を付す場合があります。審査のポイントは、事業効果、独自性、対象経費の適切性等です。予算の都合上、希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承ください。

《問い合わせ・送付先》

〒660-8588

尼崎市東難波町5-21-8

兵庫県阪神南県民センター 県民交流室 県民運動課 産業振興担当

電話 06-6481-7673

FAX 06-6481-4387